一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について・・・・2

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ストロングワーク (法人番号:2012402011514) 代表者 三坂 眞壽美
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市柴崎1-16-16 (本社営業所) 東京都調布市柴崎1-16-16
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和5年5月15日及び令和5年5月26日、定期的な監査を 実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任義 務違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第1項)、(2)運行 管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)乗務時間 等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運 輸規則」)第21条第1項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則 第24条第5項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運 輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する特別な指導 義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)初任運転者に対する 適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管 理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点
	当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社富士見観光(法人番号:9030002063587) 代表者 田中 廣明
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3 (本社営業所) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6)違反行為の概要	令和5年11月6日及び令和5年12月26日、定期的な監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更 届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指 導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運 輸規則」)第38条第1項)、(3)運行管理補助者の届出義務違 反(運輸規則第68条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)